

## 公布された条例のあらまし

### ○佐賀県職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例（条例第 23 号）

- 1 行政手続における押印、対面規制の取扱いの見直しに伴い、職員のサービスの宣誓の際、面前での署名を不要とし、宣誓書への押印を不要とすることとした。（第 2 条及び別記関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

### ○佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（条例第 24 号）

- 1 別に知事が定める旅行については、旅行命令権者が口頭により旅行命令を発し、又はこれを取り消し、若しくは変更することができることとした。（第 4 条関係）
- 2 旅費の種類について、日当を廃止し、旅行諸費を新設することとした。（第 6 条、第 17 条、第 24 条及び別表第 1 関係）
- 3 職員以外の者が県の依頼に応じ旅行した場合に支給する旅費については、別に知事が定める手続により支給することができることとした。（第 12 条関係）
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行することとした。
- 6 所要の経過措置を定めることとした。

### ○佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（条例第 25 号）

- 1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に伴い、医薬品等の保管のみを行う製造所の登録及び更新、医薬品等の製造所における製造工程区分ごとの製造管理及び品質管理の方法並びにその変更に係る基準適合性の確認に係る事務の手数料の額を定めることとした。（別表第 1 関係）
- 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に伴い、引用条項の改正を行うこととした。（別表第 1 関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この条例は、令和 3 年 8 月 1 日から施行することとした。ただし、5 については、公布の日から施行することとした。
- 5 改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品等の保管のみを行う製造所の登録、医薬品等の製造所における製造工程区分ごとの製造管理及び品質管理の方法又はその変更に係る基準適合性の確認の申請が、同法の改正前に行われたときの手数料の徴収について定めることとした。

### ○過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第 26 号）

- 1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定を踏まえ、課税免除の対象となる区域、業種及び内容を改めることとした。（第 1 条及び第 3 条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例及び佐賀県警察職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例（条例第 27 号）

- 1 佐賀県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例及び佐賀県警察職員の服務の宣誓に関する条例について、行政手続における押印、対面規制の取扱いの見直しに伴い、新たに公安委員又は職員となった者について、服務の宣誓の際、面前での署名を不要とすることとした。（第 1 条及び第 2 条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県交通安全の確保に関する条例の一部を改正する条例（条例第 28 号）

- 1 条例の目的に、県民一人一人が交通事故の防止を自らの課題と認識し、自発的に交通事故の防止に配慮した行動をとることを加えることとした。（第 1 条関係）
- 2 県民は、自ら交通安全に配慮した行動をとることにより交通事故を防止することを一人一人の課題と認識し、交通安全意識の徹底に努めなければならないこととした。（第 4 条関係）
- 3 自動車、原動機付自転車及び自転車の運転者は、交通安全に関する法令を遵守するとともに、歩行者の保護に努めなければならないこととした。（第 5 条及び第 6 条関係）
- 4 自転車の運転者は、かさをさし、安全な運転に必要な交通に関する音若しくは声が聞こえないような状態でラジオ等を聞き、携帯電話用装置を手で保持して操作し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しながら運転する等の行為が交通安全に関する法令で禁止されていることを認識するとともに、交通事故の防止に配慮した運転をするよう努めなければならないこととした。（第 6 条関係）
- 5 歩行者は、交通安全に関する法令を遵守するとともに、携帯電話用装置又は画像表示用装置を操作しながら歩行する等、車両への注意力が散漫となる行為により道路交通に危険を生じさせないように努めなければならないこととした。（第 7 条関係）
- 6 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努めるとともに、加入していないときは、これに加入するよう努めなければならないこととした。（第 8 条関係）
- 7 自転車小売業者及び自転車貸付業者は、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めるとともに、自転車の安全で適正な利用に関する情報の提供及び助言を行うよう努めなければならないこととした。（第 9 条関係）
- 8 自転車利用者、自転車貸付業者及び自転車を事業の用に供する事業者は、自転車の安全性を確保するために必要な点検及び整備を行うよう努めなければならないこととした。（第 10 条関係）
- 9 その他所要の改正を行うこととした。
- 10 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第 29 号）

- 1 佐賀県介護保険財政安定化基金の拠出率を改めることとした。（第 2 条関係）
- 2 第 8 期計画期間（令和 3 年度から令和 5 年度まで）及び第 9 期計画期間（令和 6 年度から令和 8 年度まで）において、佐賀県介護保険財政安定化基金による保険者に対する貸付金の償還について、県が償還期限の延長が必要と認めた場合は、6 年間又は 9 年間の各年度で行うこととした。（附則第 4 項～第 7 項関係）

3 この条例は、令和3年8月1日から施行することとした。ただし、1については、公布の日から施行することとした。

○佐賀県中小企業・小規模企業振興条例の一部を改正する条例（条例第30号）

1 公益財団法人佐賀県地域産業支援センターの名称変更等に伴い、所要の改正を行うこととした。（第2条関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとした。